

事務事業評価資料

施策名		生活交通バス対策の推進		所管部局課名	県土整備部県土企画局交通政策課		
事業名		バス路線運行維持対策費補助(国庫協調補助路線)		担当者電話番号	地域交通係 078-362-3887		
事業目的		地域住民の日常生活における公共交通手段として、広域的・幹線的乗合バス路線の確保 (広域的・幹線の路線： 複数市町を運行する路線、 平均輸送量15人以上、150人以下、 運行回数3回以上)					
事業内容		路線バス事業で経常損失が生じている民間バス事業者を国と協調して支援する。 対象者:乗合バス事業者 対象路線:複数市町を運行し、広域行政圏の中心都市等へアクセスする路線 補助対象経費:経常経費と経常収益の差額、車両購入費 補助限度:経常経費の9/20、負担割合:国1/2、県1/2			事業開始年度	昭和47年度	
事業に要するコスト	区分	平成19年度決算額		平成20年度当初予算額		平成21年度当初予算額	
	事業費	(143,917 千円) 143,917 千円		(149,671 千円) 149,671 千円		(149,849 千円) 149,849 千円	
	人件費	1,783 千円	従事人員 0.2人	1,694 千円	従事人員 0.2人	1,672 千円	従事人員 0.2人
	総コスト(+)	145,700 千円	従事人員 0.2人	151,365 千円	従事人員 0.2人	151,521 千円	従事人員 0.2人
事業の目標		補助対象系統数の維持		[目標設定理由] ・広域的・幹線の路線の休廃止は、県民生活に多大な影響を及ぼすことから、高齢者をはじめとする住民の生活交通手段を確保するため、補助対象系統数の維持を目標とした。 ・国庫補助制度の見直しが見込まれることから、当面22年度までの目標とする。			
目標の達成度を示す指標		指標名	目 標	19年度実績	20年度見込み	21年度目標	達成率(%)
			目標値 年度				H19 H20 H21
		補助対象系統数	32系統 22年度	31系統 (4,700 千円)	32系統 (4,730 千円)	32系統 (4,735 千円)	96.9% 100.0% 100.0%
評価結果	必要性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあることから、不採算路線での路線廃止に繋がる恐れがある。 ・これにより、路線退出により高齢者をはじめとする住民の生活交通手段が確保できなくなる。 ・したがって、国との協調制度によって、広域的・幹線的バス路線の維持確保を図る必要がある。					
	有効性	・バス利用者の減少により、民間事業者単独での路線維持が困難な状況にあるなかで、国との協調制度によって、広域的・幹線的バス路線が維持されており、着実に成果があがっている。					
	効率性	・指標1単位あたりのコストは、燃料費の高騰等による一時的な増加であると見込まれることから、今後の経営状況を見極める必要がある。 ・補助制度としては、運行欠損額に対し補助対象上限を設定することにより、民間バス事業者に対しては運行コストの増高を抑制するよう、効率的な運行を促す事業としている。					
	民間・市町との役割分担	・利用者の減少に伴い、民間バス事業者単独では維持が困難な路線について、補助を行っている。 ・平均輸送量が比較的多い広域的・幹線の路線は国及び県の協調補助により、平均輸送量が比較的小さい広域的・準幹線的路線は市町及び県の協調補助により実施しており、役割分担は適切に行われている。					
	受益と負担の適正化	・バス利用者に対し、運行距離に応じた応分の料金負担を求めている。 ・しかしながら、燃料費の高騰等により民間バス事業者の経営状況は悪化している。 ・民間バス事業者に対し、補助対象上限の設定により経営の効率化を求めると、負担の適正化に努めている。					
実施方針	方向性	新規 廃止	拡充 縮小	継続	凍結(休止)	実施手法の見直し 延長	終期設定
	実施手法の見直し内容	市町移譲	民間移譲	民間委託	PFI	負担割合変更	事務改善 その他
説明	市町を跨るなどの広域的な幹線路線を補助することにより、高齢社会の本格的な到来、生活圏の広域化や交流の拡大等に対応した住民の移動手段として、バス運行路線が維持されていることから、県においても引き続き国と協調して補助を継続する。						